

## 別紙第 3

# 意 見

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第5号）の改正について、次のように意見を申し出る。

### 1 改正の内容

(1) 職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる介護等の業務に従事したときに支給する変則勤務手当について、次に掲げる額とすること。

ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1,600円

イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める額

(ア) 深夜における勤務時間が2時間以上である場合 1,060円

(イ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 600円

(2) 職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務（(1)の業務を除く。）に従事したときに支給する変則勤務手当及び警察業務手当について、次に掲げる額とすること。

ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1,100円

イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める額

(ア) 深夜における勤務時間が2時間以上である場合 730円

(イ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 410円

- (3) 職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後7時後翌日の午前6時30分前において行われる業務（(1)及び(2)の業務を除く。）に従事したときに支給する変則勤務手当について、廃止すること。

## 2 実施時期

令和2年4月1日から実施すること。